

第2章 災害予防計画

- 第1節 災害に強い組織・ひとづくり
- 第2節 災害に強いまちづくり
- 第3節 応急活動体制の整備

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「応急活動体制の整備」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示した。

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目
第1 防災組織の整備
第2 自主防災活動の推進
第3 防災訓練
第4 防災知識の普及
第5 調査・連携
第6 市民の心得

第1 防災組織の整備

1 災害対策本部体制の整備

(1) 初動体制の整備

職員の非常参集体制の整備を図り、効果的に災害に対応するため、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの機関の実情をふまえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要があるため、迅速・確実な連絡が可能となるように携帯電話等による緊急連絡体制の整備を推進する。

(3) 災害対策本部室等の整備

災害対策本部室等の整備に際しては、次の点に留意する。

ア．本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

イ．災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線を確保する。

ウ．応急対策用の地図等を準備しておく。

(4) 関係機関等の参画

災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕

組みの構築に努める。

2 防災中枢機能等の確保充実

市、防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。

また、保有する施設・設備について、自家発電設備等の整備や、設備に必要な燃料等の十分な備蓄（例えば1週間相当分）等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等、非常用通信手段の確保を図る。

また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化など所要の対策にも配慮する。

3 防災組織

(1) 防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、宗像市防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

資料編 4-1 宗像市防災会議条例

資料編 4-2 宗像市防災会議委員名簿

(2) 宗像市（災害対策本部）

災害時に地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害初動マニュアル等を周知徹底し、職員の応急対応力の強化を図る。

また、各部等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や作業マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

資料編 4-4 宗像市災害対策本部条例

(3) 消防団

消防団は、宗像地区消防本部及び災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、女性消防団組織の充実を図り、防災指導及び後方支援活動などを強化するとともに、女性防災リーダー的な存在を目指す。

(4) 関係機関

関係機関は、災害発生時における応急対策実施のために必要な組織の整備・改善を図る。

(5) 自主防災組織

市は、自主防災組織の育成及び体制の強化として、組織構成等の指導・助言及び地域別防災マニュアルの作成を支援するとともに、女性が活動しやすい組織づくりを行う。

また、災害時には地域住民が的確に行動し被害を最小限に止められるよう、平常時から地域内の安全点検や地域住民への防災知識の普及・啓発活動への支援、防災訓練の実施、防災資機材の配備など、災害に対する備えを推進する。

さらに、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった地域活動の強化を図る。

(6) 事業所

事業所は、自衛防災体制を整備・充実させ、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、事業所における自衛防災組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

(7) ボランティア

市は、社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、各種対策を推進する。

そのため、平常時から、ボランティアの自主性を尊重しつつ、地域団体、NPO等のボランティア団体との連携を密にするとともに、ボランティア活動支援やリーダーの育成、受け入れ体制の整備など、ボランティアの活動環境等の整備に努める。

ア．受け入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの担当窓口を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

また、ボランティアの受け入れに関する実施計画の策定に努める。

イ．ボランティアリーダー等の育成・支援

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担う人材が必要である。

そのため、男女共同参画の視点にたった研修会や講習会を通じて、ボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援に努める。

また、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及・啓発に努める。

ウ．ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の紹介、体験活動等による普及・啓発に努める。

エ．ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、人材のネットワーク化、活動拠点の確立、資機材等の充実備蓄など、活動環境の整備に努める。

オ．ボランティアの役割

- 生活支援に関する業務
- 被災者家屋等の清掃活動

- ・現地災害ボランティアセンター運営の補助
- ・避難所運営の補助
- ・炊き出し、食料等の配布
- ・救援物資等の仕分け、輸送
- ・高齢者、障がい者等の介護補助
- ・被災者の話し相手、励まし
- ・その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務
- ・救護所等での医療、看護
- ・被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定
- ・外国人のための通訳
- ・被災者へのメンタルヘルスケア
- ・高齢者、障がい者等への介護・支援
- ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- ・公共土木施設の調査等
- ・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 自主防災活動の推進

1 活動内容

本市において、市民や企業等が「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。

そのため、市は、市民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、市広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の周知・啓発に努めるとともに、女性の参画をはじめ、多様な世代が参加できるような環境の整備に努める。

また、自主防災組織に対し研修会等を実施し、リーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う。その際、固定的役割分担意識に捉われることなく、男女共同参画の視点をもってあたる。特に、リーダーには複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成に努める。

自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、出火防止・初期消火、避難及び救出・救護、炊き出し、災害図上訓練等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地区別防災マップの作成（危険箇所、避難所、消防水利、医療救護施設等）

自主防災組織の活動内容

[災害時]

初期消火の実施
 情報の収集・伝達
 地域住民の安否確認
 救出・救護の実施及び協力
 集団避難の誘導、避難生活の指導
 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
 要配慮者（特に避難行動要支援者）の安全確保、避難支援等

2 育成強化対策

市域における自主防災組織の育成を促進し、地域住民が一致団結して初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、要配慮者（特に避難行動要支援者）の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。

育成強化の活動内容

啓発資料の作成
 各種講演会、懇談会等の実施
 情報の提供
 各コミュニティへの個別指導・助言
 コミュニティごとの訓練、研修会の実施
 地域防災リーダー（女性含む）の育成
 顕彰制度の活用
 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

[重点地域]

人口の密集している地域
 住宅の中に避難行動要支援者の比率が高い地域
 木造家屋の集中している地域
 消防水利の不足している地域
 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 コミュニティファイル（防災ファイル）づくりの推進

コミュニティのファイルづくりを推進し、自主防災組織を中心とした市民や地域団体等の情報共有、連携の強化と活動の活性化の支援に努める。

さらに、市等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

4 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の企業は、自主防災体制を整備・充実させ、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取

り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

また、市及び宗像地区消防本部は、自主防災組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

対象施設

多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

5 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる。

市は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、市防災会議において、その必要があると認める時は、本計画に当該地区防災計画を定める。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

6 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

消防団は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努める。

また、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取り扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るとともに、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

第3 防災訓練

防災訓練の実施に当たっては、要配慮者や女性、児童・生徒等の多くの市民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関係する多様な主体との連携を図るとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、災害発生時の対応行動の習熟を図る。

1 総合防災訓練

市、消防団、宗像地区消防本部、近隣自治体、県、警察、自衛隊等の関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、自主防災組織、ボランティア組織等の団体、市民等の参加による総合防災訓練を実施する。

また、訓練等を通じて、その成果の検証とともに、防災訓練マニュアル等の作成・見直しを随時行っていく。

訓練種目

災害対策本部の設置、運営
交通規制及び交通整理
避難準備及び避難誘導、避難所の開設・運営
救出救護、医療救護
ライフライン復旧
各種火災消火
道路復旧、障害物排除
緊急物資輸送
無線等による情報の収集伝達

2 個別訓練

(1) 水防訓練

河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、市職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防団は、宗像地区消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(3) 職員の訓練

市は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

(4) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための地域住民を対象とした図上訓練を実施する。

3 自主防災組織等の訓練

市は、自主防災組織等と協働し、要配慮者を含めた住民参加による自主防災組織の訓練等を積極的に行う。

- ア．出火防止訓練
- イ．初期消火訓練
- ウ．避難訓練
- エ．応急救護訓練
- オ．災害図上訓練
- カ．情報の収集及び伝達の訓練

キ．炊き出し訓練

ク．その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。

また、事業所も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するものとする。

5 防災訓練に際しての留意点等

防災週間等を通じて、防災訓練を定期的実施するとともに、夜間等様々な条件に配慮した訓練を行うよう、地域、企業、学校等に指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

訓練の際は、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

第4 防災知識の普及

1 市職員に対する防災教育

市は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

そして、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、要配慮者に対する、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

市職員に対する防災教育の内容

<p>市の防災対策</p>	<p>災害対策活動の概要 防災関係職員としての心構え 災害時の役割分担 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等</p>
<p>防災知識の普及</p>	<p>災害の基礎知識 ・災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識 ・当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度 ・過去の主な被害事例 防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担 職員として果たすべき役割（任務分担） 初動時の活動要領 （職員の動員体制、情報収集伝達要領等） 防災知識と技術 要配慮者の適切な避難行動に関する理解 防災関係法令の運用 その他の必要な事項</p>

教育の方法	新任職員研修、職場研修 研修会、講習会、講演会等の実施 見学、現地調査等の実施 防災活動手引等印刷物の配布
-------	----------------------------------------------------------------

2 市民に対する防災知識の普及

市は、市民に対し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、ビデオの上映等を利用して、正しい防災知識の普及・醸成に努める。

また、市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で、ハザードマップや有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災知識の普及・啓発を継続的に行い、市民の理解促進を図り、災害発生後においては、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

なお、災害知識の普及にあたっては、要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努め、ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また、市民の防災意識を把握するためのアンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施するよう努める。

3 学校教育を通じての普及

市は、防災意識の高揚を図るため、小中学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

4 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

(1) 防災に関する知識の習得

- ア．学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実
- イ．自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- ウ．先進事例や地域の特性をふまえた学習指導の充実

(2) 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- ア．日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- イ．災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- ウ．消防団への理解やボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

(3) 防災管理・組織活動の充実・徹底

- ア．教職員研修の充実
- イ．自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- ウ．家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

5 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や地下施設、駅等の不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果をふまえ、浸水等の災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

6 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第5 調査・連携

市は、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、宗像地区消防本部、近隣自治体、関係機関との情報交換など広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し把握したが、今後とも必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等のほか、本市における災害記録をはじめ、西山断層、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害関連資料について収集・

整理に努める。

2 近隣自治体との情報交換、連携

近隣自治体と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

3 関係機関等との情報交換

国、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

4 地区別防災カルテの活用

防災アセスメントや被害想定に、現地調査の結果の成果を地区別防災カルテとして、集落、自治会、学校区等の単位に防災に関連する各種情報を地図等によりわかりやすく整理するとともに、適宜見直しを行い、地域住民の自主的な防災活動に活用する。

第6 市民の心得

近年の災害の経験をふまえ、市民は、「自らの命は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

1 家庭における心得

(1) 平常時の心得

- ア．家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ．ハザードマップで自宅のハザードを確認し、ハザードに応じた避難先を決めておく。
- ウ．災害の種別に応じた避難のタイミング（避難情報、防災気象情報等）を決めておく。
- エ．自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- オ．マスク(感染症対策)、飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- カ．地域の防災訓練に進んで参加する。
- キ．隣近所と災害時の協力について話し合う。
- ク．浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

(2) 大雨・台風等風水害発生時の心得

- ア．風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。
- イ．「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。

- ウ．屋内での待避等の安全確保措置の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所に避難（垂直避難）し、救援を呼び救助を待つ。
- エ．子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。
- オ．裸足、長靴は歩行に支障が出るため、紐でしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。
- カ．家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。
- キ．車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。
- ク．雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。
- ケ．お年寄りや子ども、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

(3) 土砂災害発生時の心得

- ア．土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。
- イ．土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。

土石流の前触れ

- ・山鳴りがする。
- ・川が濁り、流木が混ざり始める。
- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

地すべりの前触れ

- ・地面がひび割れたり、陥没する。
- ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
- ・家の戸が開かなくなる。
- ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

がけ崩れの前触れ

- ・がけから小石がぱらぱら落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができる。
- ・がけから濁った水がわき出る。
- ・わき水が濁る。

(4) 竜巻災害発生時の心得

- ア．屋内では、1階の部屋に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。ただし、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。
- イ．屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて

両腕で頭と首を守る。ただし、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

(5) 外出時の心得

河川上流付近が大雨で、下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

2 職場における心得

(1) 平常時の心得

- ア．消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ．消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ．とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ．重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ．不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目
第1 市街地の整備等
第2 建築物の安全化
第3 交通施設の整備
第4 ライフライン施設等の整備
第5 水害予防対策の推進
第6 土砂災害予防対策の推進
第7 高潮災害予防対策の推進
第8 津波災害予防対策の推進
第9 液状化対策の推進
第10 火災予防対策の推進
第11 林野火災予防対策の推進
第12 原子力災害予防対策の推進
第13 文化財災害予防対策の推進

第1 市街地の整備等

快適で安全な市民生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、水害、土砂災害、地震・津波災害、火災等の災害に強い都市づくりを推進する。

1 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、建物の不燃化や宅地の緑化、狭隘な道路の改善を推進し、防災機能を強化する。

また、指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難場所等の選定・整備、避難路の安全確保及び誘導標識の充実整備に努める。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

このことから、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、その適正な配置に努める。

3 宅地開発の指導

宗像市開発行為指導要綱に基づき、宅地開発における適正な指導を行い、安全で安心なまちづくりをすすめる。

第2 建築物の安全化

被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区では、火災による大きな被害が発生するおそれがあるため、商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。

新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

2 建築物の耐震化・液状化対策

各建築物の耐震性等の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築物耐震改修促進実施計画等による耐震化及び液状化の診断・改修を推進する。

(1) 公共建築物

避難所となる小中学校等の防災上重要な公共施設については、耐震化及び液状化の点検を実施するとともに、その結果に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震改修及び液状化対策事業を推進する。

(2) 一般建築物等

耐震改修等の相談窓口を開設し、建築物の所有者等に対し、耐震化及び液状化の診断・改修について相談業務、知識の普及・啓発を行う。

危険な建築物の所有者に対しては、建築物の補修、窓ガラス、外装材等落下物の予防措置、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等の指導を行う。

また、自動販売機の転倒、看板等の落下、窓ガラス、外壁材等の落下物、ブロック塀の倒壊、煙突の折損等を防止するため、所有者に対し、安全確保を指導する。

第3 交通施設の整備

災害時の緊急輸送路等を確保するため、常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を推進する。

整備検討にあたっては、地震や豪雨による土砂災害などで道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

1 道路の防災対策

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。

特に本市では、一般国道3号、一般国道495号、主要地方道直方宗像線、主要地方道宗像玄海線、主要地方道福岡宗像玄海線、一般県道宗像若宮線等が幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため、広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

資料編 1-14 道路危険箇所

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。

そのため、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持管理に努める。

(3) 緊急輸送道路の啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、道路啓開用資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておくものとする。

また、障害物の除去や応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努める。

さらに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

(4) 道路冠水対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

3 漁港・港湾施設の整備

災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災者の救難・救助活動、避難、緊急物資輸送等、被災時にも機能を発揮する災害に強い漁港・港湾施設等の整備を推進する。

また、必要に応じて防災調査等を行い、その結果をもとに管理施設の耐震化、液状化対策及び改修工事に努める。

第4 ライフライン施設等の整備

災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

宗像地区事務組合は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、すみやかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を推進する。

2 下水道施設

市街化の拡大に対応し、汚水の迅速な排除が行えるよう下水道の整備拡大に努めるとともに、災害時に必要となる資機材の整備に努める。

下水道施設の設計及び施工では、耐震性の確保を推進する。

3 電気施設

九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社は、災害時における設備の被害防止、また発生した被害を早期に復旧するための災害発生原因の除去、耐災環境の整備に努める。

また、電気施設の耐震強化等の災害対応に努めるとともに、防災資機材の整備等の災害予防を推進する。

4 電話施設

西日本電信電話株式会社は、平常時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

また、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社においても同様の取り組みを推進するよう努める。

5 ガス施設

西部ガス株式会社は、災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

第5 水害予防対策の推進

1 河川等の整備

河川、海岸、漁港、港湾等の重要水防箇所等に対し、関係機関、施設管理者と連携・協力し、各施設の構造物の整備、改修を推進する。

資料編 1-1 重要水防箇所（河川）

資料編 1-2 災害危険河川区域

資料編 1-3 重要水防箇所（海岸）

2 ため池の整備

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、市が行う「劣化状況評価」などの結果に基づき、立地条件や下流域への影響を総合的に勘案して、農業用ため池の整備等の計画作成を行い、老朽ため池の改修等の整備を行う。

また、ため池の決壊のおそれが生じた場合を想定し、緊急時の避難行動につなげるため、ハザードマップを活用した啓発を行うなど、減災対策にも務める。

3 水防体制の強化

水防計画に基づき、県（県土整備事務所宗像支所）、宗像地区消防本部、消防団及び関係機関と連携し、浸水等による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

水防体制の強化事項

情報連絡体制の整備 水防倉庫の整備及び保守点検 水防用資機材の点検、補充 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

資料編 2-2 水防倉庫（水防機材・資材）

4 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

水防法第14条の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法及び避難所等への円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項、及び要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称・所在地、これらの施設への洪水予報等の伝達方法を定める。

また、洪水浸水想定区域が指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、必要な事項等を市広報紙、洪水ハザードマップ、洪水関連標識等により周知する。

洪水浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
洪水浸水想定区域の指定	県	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川が対象（市域では釣川）
洪水浸水想定区域ごとに定める事項	市	洪水予報等の伝達方法 指定緊急避難場所、指定避難所 その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 要配慮者が利用する施設の指定（名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合） 要配慮者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法
住民への周知	市	市広報紙 洪水ハザードマップ等 洪水関連標識等の設置

洪水関連標識等：国土交通省河川局「まるとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月を参考とする。

5 平常時の巡視

市及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

別途 水防計画書参照

6 地下空間における浸水防止対策

地下空間における災害を未然に防止するため、河川管理者等からの情報を得て、河川氾濫等による浸水被害の危険性のある箇所に関する調査を実施し、対象施設を把握することにより、地下空間における適切な浸水対策の立案、実施を図る。

なお、建物の地下施設や地下駐車場などの地下空間の管理者は、防水板・防水扉の整備、出入り口のマウントアップ、土のうの常備等の浸水防止対策に努めるとともに、施設利用者の避難誘導体制の整備に努める。

第6 土砂災害予防対策の推進

市及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施するものとし、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

特に、ソフト面では、県による土砂災害警戒区域等の指定に基づき、警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害による被害防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

1 危険区域の指定、整備

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を県に要請し、その推進に協力する。

資料編	1-4 土砂災害（特別）警戒区域
資料編	1-5 砂防指定地指定箇所
資料編	1-6 土石流危険渓流
資料編	1-7 地すべり防止区域
資料編	1-8 地すべり危険箇所
資料編	1-9 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表
資料編	1-10 急傾斜地崩壊危険箇所
資料編	1-11 山腹崩壊危険地区
資料編	1-12 崩壊土砂流出危険地区
資料編	1-13 地すべり危険地区

2 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知

県により、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定があったときは、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を本地域防災計画に定める。

土砂災害警戒区域が指定された区域の住民へは、土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所その他避難確保のため必要な事項を市広報紙、土砂災害ハザードマップ等により周知する。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域への措置

項目	担当	内 容
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	県	<p>「土砂災害防止法」及び国土交通省が定める「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施及び市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を指定</p> <p>「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域</p> <p>「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制が行われる土地の区域</p>
警戒区域ごとに定める事項	市	<p>土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>救助に関する事項</p> <p>前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p>
住民への周知	市	<p>市広報紙</p> <p>土砂災害ハザードマップ等</p>

3 警戒避難体制等の整備

市は、土砂災害防止法に基づき、関係住民が安全で円滑な避難が行えるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項は以下に示すとおりであり、地域住民に周知徹底する。

(1) 警戒避難体制の確立

- ア．情報収集及び伝達体制の整備
- イ．土砂災害警戒区域等の周知
- ウ．避難指示等の発令基準の設定

- エ．避難単位の設定
- オ．指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の設定
- カ．要配慮者（特に避難行動要支援者）支援体制の整備
- キ．防災意識の向上

(2) 土砂災害警戒区域に係る地域における対応

土砂災害警戒区域に係る地域においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第109号)」をふまえ、以下の対応を図る。

- ア．土砂災害に関する情報収集・広報、予警報の発令・伝達のすみやかな実施
- イ．土砂災害警戒区域ごとの指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の周知徹底
- ウ．土砂災害事例をふまえた避難訓練の実施
- エ．土砂災害警戒区域内の高齢者施設や福祉施設、学校、医療施設等との警戒情報等の伝達体制の整備
- オ．救助実施体制の整備 など

4 宅地防災対策

宅地需要に伴う丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性があることから、県と協力し、都市計画法の開発許可制度に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

5 ソフト対策等の推進

県と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)等の規定に基づき、福岡県土砂災害危険度情報等を活用し、次のようなソフト対策等の推進に努める。

土砂災害防止の対策事項

土砂災害警戒区域等の周知 警戒避難体制の確立 住宅等の新規立地の規制 既存住宅の移転促進等

第7 高潮災害予防対策の推進

1 防潮堤等海岸施設の整備

高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川海岸、漁港・港湾等の施設を整備する場合、高潮に対する安全性に配慮した整備を促進する。その場合、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、環境や景観へも配慮する。

また、各施設管理者は高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。

2 高潮予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 高潮予報伝達の迅速化、確実化

関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市等への高潮予報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における高潮予報伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど高潮防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

広域かつ確実に高潮予報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図る。

通報・通信手段の確保

市防災行政無線移動系・同報系（屋外子局、戸別受信機）
 緊急情報伝達システム
 Lアラート
 サイレン、広報車等
 福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」
 福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」
 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）
 携帯電話、スマートフォン（エリアメール・緊急速報メール、ワンセグ受信を含む。）
 衛星携帯電話
 テレビ（ケーブルテレビを含む。） ラジオ
 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオでの自動的受信）
 小型漁船への無線機の設置を促進
 防災相互通信用無線の整備

(3) 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）事業者（工事施工者等）及び自主防災組織と連携して、協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等による啓発活動を行うよう努める。

3 監視体制等の確立

暴風や台風接近時には、海岸を突然大波が襲うことは珍しくないことから、すみやかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の住民に対する通報・伝達手段の確保等、監視体制等の確立に努める。

4 避難対策の整備

市は、市民に対し、平常時から高潮の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画の策定を推進する。

(1) 地域住民の避難行動

地域住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により、各地域における避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の把握、要配慮者（特に避難行動要支援者）の把握・誘導及び必要な応急救護活動が行える体

制を確立する。

また、離島住民については、島外避難も想定し、市営渡船のほか、第七管区海上保安本部、県等の協力を得て、海上及び航空輸送ルートの確保に努める。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等は、あらかじめそれらの者に対する高潮発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に、浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

(3) 避難誘導時の安全の確保

避難誘導においては、消防団員、水防団員、警察官、市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。

特に、水門・陸閘の閉鎖については、操作する者が被害にあうことがないように、連絡手段の確保や管理規則等を改めるなどの措置を行うよう努める。

(4) 避難場所の指定

高潮発生時における避難場所について、できるだけ浸水危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、より効果的な配置となるよう努めるとともに、市民への周知徹底に努める。

5 市民への啓発活動等の実施

市は、避難対策等の高潮防災対策を迅速に行うため、日頃から市民に対する啓発活動を実施する。

(1) 高潮に対する防災意識の高揚

高潮に関する講演会等を開催し、高潮に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図る。

また、高潮シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波・高潮ハザードマップにより、地域住民等への周知に努める。

(2) 日頃の備えの充実

高潮危険地域における避難場所や避難経路の地域住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(3) 高潮防災訓練の実施

各地域において、講演会や普及・啓発活動を通じて高潮に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者（特に避難行動要支援者）に配慮した警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な高潮防災訓練を実施する。

第8 津波災害予防対策の推進

1 津波に強いまちづくり

浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画、短時間で避難が可能となる避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等の検討を行う。

2 津波災害予防施設の整備

市は、津波からの災害予防施設として、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を進めるとともに、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

また、市及び施設管理者は、浸水防止機能を有する道路盛土等の活用を検討し、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう対策を図るとともに、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の維持管理の徹底を行う。

3 津波警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波警報伝達の迅速化、確実化

関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市等への津波警報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波警報伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

市は、市民、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の伝達手段として、また、海浜地での迅速・確実な伝達を確保するため、市防災行政無線をはじめ、サイレン、広報車、半鐘など、多様な手段を確保しておくものとする。

通報・通信手段の確保

市防災行政無線移動系・同報系（屋外子局、戸別受信機）
 緊急情報伝達システム
 Lアラート
 サイレン、広報車等
 福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」
 福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」
 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）
 携帯電話、スマートフォン（エリアメール・緊急速報メール、ワンセグ受信を含む。）
 衛星携帯電話
 テレビ（ケーブルテレビを含む。）ラジオ（ケーブルテレビ）
 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオでの自動的受信）
 小型漁船への無線機の設置を促進
 防災相互通信用無線の整備

(3) 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者

(漁業協同組合、海水浴場の管理者等) 事業者(工事施工者等) 及び自主防災組織と連携して、津波予警報等の伝達協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等による啓発活動を行うよう努める。

4 監視体制等の確立

気象庁(福岡管区气象台)は、地震発生後、すみやかに津波警報・注意報を発表するが、近地での地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波予報が間に合わない場合も考えられる。

よって、津波の襲来に備えるため、震度4以上の地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、すみやかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の地域住民に対する通報・伝達手段の確保に努める。

5 避難対策の整備

市は、市民に対し、平常時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画の策定を推進する。

(1) 避難の手段

津波からの避難に際しては、地震による家屋の倒壊や落下物、道路の損傷等に留意しつつ、すみやかに移動を行う必要がある。

このため、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者(特に避難行動要支援者)の存在、避難路の状況等をふまえて、可能であれば自動車により避難を行う。

また、徒歩等による場合は、道路状況等に留意しつつ、すみやかに避難場所に移る。

(2) 地域住民の避難行動

地域住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により、各地域における避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の把握、要配慮者(特に避難行動要支援者)の把握・誘導及び必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

また、離島住民については、島外避難も想定し、市営渡船のほか、第七管区海上保安本部、県等の協力を得て、海上及び航空輸送ルートの確保に努める。

(3) 観光地等利用者の避難誘導

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等は、あらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に、浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

(4) 避難誘導時の安全の確保

避難誘導においては、消防団員、水防団員、警察官、市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。

特に、水門・陸閘の閉鎖については、操作する者が津波の被害にあうことがないように、予想さ

れる津波到達時間も考慮しつつ、連絡手段の確保や管理規則等を改めるなどの措置を行うよう努める。

(5) 避難場所の指定

津波発生時における避難場所について、できるだけ浸水危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、より効果的な配置となるよう努めるとともに、市民への周知徹底に努める。

避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすること、津波浸水深以上の高さを有することが重要であり、避難場所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、防災拠点化を図る。

6 市民への啓発活動等の実施

市は、避難対策等の津波への防災対策を迅速に行うため、日頃から市民に対する啓発活動を実施する。

(1) 防災知識の普及

市は、津波発生時の迅速な避難行動が行えるよう、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるなど、防災知識の普及・啓発の強化に努める。

また、沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があることから、避難行動に関する知識についての周知徹底を図る。

防災知識に関する事項

強い地震(震度4程度)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
 避難にあたっては、徒歩によることを原則とすること
 自ら率先して避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことになること
 津波の特性に関する情報
 津波に関する想定・予測の不確実性
 家庭での予防・安全対策
 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所での行動
 災害時の家族内の連絡体制の確保

(2) 防災教育の実施

津波による災害と防災に関する市民の理解向上を図るため、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムの実施に努める。

また、津波発生時に市民が迅速な避難行動を取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の

正確な意味の理解の促進を図る。

なお、防災関係職員に対しても津波災害に関する研修を実施し、防災対応能力の向上を図る。

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓のほか、旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、継続的な防災教育に努める。

(3) 津波ハザードマップの整備

津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定をふまえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップにより、市民等に対し周知を図る。

(4) 日頃の備えの充実

津波危険地域における避難場所や避難経路の市民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(5) 街頭における防災知識の啓発

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域・浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などの表示の拡充、蓄光石やライト等を活用して夜間誘導できるような表示を行うなど、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、災害発生時に円滑な避難ができるような取り組みを行う。

(6) 津波防災訓練の実施

各地域において、講演会や普及・啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者（特に避難行動要支援者）に配慮した津波警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

7 大量拾得物の処理

市は、津波により広範囲が被災し、大量の拾得物が発生した場合には、警察の拾得物処理業務に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力する。

第9 液状化対策の推進

市は、液状化による被害を最小限に止めるため、公共事業などの実施にあたっては、必要に応じて現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

1 調査・研究

市は、県、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果をふまえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2 液状化の対策

(1) 液状化発生の防止

地盤改良等により、液状化の発生を未然に防ぐ対策を実施する。

(2) 液状化による被害の防止

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策を実施する。

(3) 代替機能の確保

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する。

3 普及・啓発

液状化対策の調査・研究等に基づき、市民や施工業者等に対して、地盤災害危険度、地形、地質、土質、地下水位等の情報を公開し、液状化等の地盤災害に関する知識と意識の向上に努める。

第10 火災予防対策の推進

1 予防対策の強化

火災予防のため、宗像地区消防本部と連携し、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する等の予防対策を推進する。

(1) 自衛消防隊等の育成

宗像地区消防本部は、事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

また、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条の2の5）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

(2) 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

火災予防運動

春秋火災予防運動の普及・啓発
講習会、講演会等による一般啓発
報道機関等による防火思想の普及

(3) 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(4) 市民への啓発活動の実施

住宅からの火災発生を未然に防止するため、火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・普及促進に努める。

2 消防力の強化

消防団は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

(2) 消防水利の整備

計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利の整備に努める。

(3) 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実、青年層・女性等幅広い層への消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進等の団員の確保に努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用など、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員の確保などによる組織の強化に努める。

第11 林野火災予防対策の推進

1 監視体制の強化

林野火災の発生のおそれがあるときは、宗像地区消防本部と協力して監視等を強化する。

2 火入れの制限

森林法に基づく火入許可に関する規則等に基づき、気象庁の気象予報等を参考にしながら許可する。

また、火入れの場所が隣接自治体に近接するときは、関係自治体に通知する。

別途 森林法に基づく火入許可に関する規則参照

3 予防施設、資機材等の整備

消防団及び関係機関は、防火水槽の設置や自然水利の活用を検討するとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

4 防火思想の普及・啓発

林野火災に対する啓発を、広報紙を通じて、積極的に推進する。

第12 原子力災害予防対策の推進

1 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集及び連絡体制を構築する。

情報の収集・伝達手段

原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築（情報の収集・連絡要員の指定等）
放射性同位元素に係る施設の設置者等との連絡体制の構築
被災地への通信が輻輳した場合における「災害用伝言サービス」の活用促進
自主防災組織や市ホームページ等を活用した市民への情報連絡体制の構築
住民相談窓口の設置

2 放射能等モニタリング情報の収集体制の整備

放射能発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築するため、国、県、その他モニタリング関係機関との平常時からの緊密な連携を図る。

資料編 13-1 玄海原子力発電所位置図

資料編 13-2 緊急時モニタリング（福岡県）

3 小型放射能測定器の導入と観測体制の整備

平常時から小型放射線測定器等による定点観測・定期観測を実施し、放射線数値情報の収集・分析・公表を行う体制の整備・強化を図る。

4 放射能等に関する知識等の普及・啓発

放射性物質や放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する知識の普及・啓発を継続的に行う。

放射能等知識の普及・啓発

放射性物質、放射線の特性
原子力施設の概要、原子力災害、その特性
放射線による健康への影響、放射線防護
緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難
放射性物質による汚染とその除去、処理

また、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなど、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

防災業務関係者の研修

<p>原子力防災体制に関すること</p> <p>原子力災害とその特性に関すること</p> <p>放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>モニタリング実施方法及び機器に関すること</p> <p>原子力防災対策上の諸設備に関すること</p> <p>緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること</p> <p>放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>その他緊急時対応に関すること</p>

5 広域的避難者の受け入れ体制の整備

原子力災害時に発生する広域避難者の受け入れに向けて、避難計画や避難誘導等の体制を構築する。

受け入れに向けた取り組み

<p>管理者の同意に基づく広域的な受け入れ避難所の指定</p> <p>上記の避難所を対象とした市民への周知徹底</p>

資料編 13-3 原子力災害における広域的避難

第13 文化財災害予防対策の推進

1 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

2 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火の禁止区域や禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

第3節 応急活動体制の整備

項 目
第1 情報の収集伝達体制の整備
第2 応援体制の整備
第3 避難体制の整備
第4 救出救助体制の整備
第5 医療救護体制の整備
第6 輸送体制の整備
第7 要配慮者安全確保体制の整備
第8 給水体制の整備
第9 食料、生活物資の供給体制の整備
第10 防疫・清掃体制の整備
第11 二次災害の防止体制の整備
第12 文教対策の推進
第13 業務継続計画（BCP）の策定・修正
第14 複合災害予防計画

第1 情報の収集伝達体制の整備

災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制の整備を推進する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

なお、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害現場からの情報収集及び市民への情報伝達等のため、市防災行政無線（移動系）等の充実強化を図る。

市民への情報伝達のため、市防災行政無線（同報系）等の整備を図る。

資料編 2-1 宗像市防災行政無線

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所との通信手段の整備

市庁舎から学校等の指定緊急避難場所、指定避難所への情報伝達のため、通信施設・手段等の整備強化を図る。

(3) 新しい情報通信設備の導入

情報通信技術の高度化にともない、関係機関等との連携を図り、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話の活用など、災害時に有効な通信手段の導入を図る。

(4) 防災情報ネットワークの整備

庁内及び地域の情報インフラを整備し、情報伝達ルート多重化を図るとともに、防災関連情報の各分野での共有化を推進し、情報の一元化を図る。

また、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等の活用や、インターネット、電子メール、twitter(ツイッター)、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等による情報伝達手段の強化に努める。

(5) 被災者支援システムの整備

被災者台帳や被災者証明書の発行、避難所の管理、仮設住宅の管理等、災害時においてすみやかに被災者の支援体制を確立するため、被災者支援システムの構築及び運用の強化を図る。

(6) 防災関連地理情報システムの導入

災害や被害情報、応急活動情報などの早期収集・把握、情報の一元化のための、防災関連情報の表示・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能をもつシステムを構築し、災害対策の円滑化を図る。

導入に向けての検討事項

平常時における地理情報システムの活用と防災関連情報の蓄積 防災関連地理情報システムの活用と運用強化のための体制の整備 関係機関、インターネットパソコン通信関係事業者との情報(災害状況、安否、ボランティア等)の共有化

(7) 孤立集落対策

道路が寸断されるような土砂災害において、電話回線の寸断や停電などの発生によって、外部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報などの通信手段を整備する。

(8) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。

(9) 防災関連機器の維持管理

ア．必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

イ．非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

ウ．非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い

堅固な場所への設置等を図る。

2 通信連絡体制の整備

災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に自己の所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になったときに対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

非常通信体制の強化項目

非常通信訓練の実施	災害時等における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平常時より非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	無線局の管理運用の強化充実に努めるため、市職員の無線従事者の増員を図る。

(2) 非常時通信の運用方法の確立

災害が発生し、又はおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 協力体制の整備

(1) 災害時の電話利用ルールの周知

市民に対し、災害発生直後の固定電話、携帯電話の輻輳防止のための周知を行う。

電話利用に関する周知事項

通報、緊急通話以外の利用控え
災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の活用

(2) 無線通信に関する関係者との連携強化

無線を取り扱う事業所、民間団体等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多重ルート化を図る。

連携に係る検討事項

市職員のアマチュア無線資格保有者、タクシー無線・MCA無線取り扱い業者、アマチュア無線愛好家団体との連携
災害時相互協力協定の締結
情報連絡の訓練、技術研修の実施

4 安否確認と支援情報等の提供体制の整備

(1) 安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築に努める。

また、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先自治体に所在地情報を提供するもの）

避難者から避難先の市町村へ任意に提出された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

5 災害広報・広聴責任者の選任

災害発生前後の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者等より、災害時における情報収集・取りまとめを行う広報・広聴責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

ア 災害発生前後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理

イ 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

ウ 広報文案の事前準備

気象、水位、地震の震源・規模・余震等の状況

住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

出火防止及び初期消火の呼びかけ

要配慮者への支援呼びかけ

災害応急活動の窓口及び実施状況

6 広報体制の整備

(1) 被災者への的確な情報伝達体制の整備

災害時における的確な広報活動を行うため、関係機関と連携・協力して円滑な広報にあたることができる体制を整備しておく。

(2) 要配慮者への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどことなる情報が適切に伝達されることが必要である。

このため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供するエリアメール・緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など、要配慮者を考慮した広報体制を整備するよう努める。

また、聴覚障がい者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど、必要な体制の整備に努める。

第2 応援体制の整備

1 他自治体との相互協力体制の整備

被災時には、必要に応じて周辺自治体が後方支援を担える体制となるよう、平常時から相互応援協定の体制整備に努めるとともに、近隣自治体との大規模災害に備えた協力体制の推進に努め、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

資料編 6-1 福岡県消防相互応援協定等

また、近隣自治体との防災協定の締結により、津波災害時には内陸部の市町からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、本市と同時に被災しない自治体等との応援体制の整備を推進する。

相互協力体制の構築

近隣自治体との後方支援に関する災害時相互応援協定の構築 同時に被災する可能性の低い自治体との災害時相互応援協定の構築

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 民間団体等との協定締結の促進

災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

資料編 6-8 災害時における応急活動に関する協定

4 県との連携強化

県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を進める。

5 企業や事業所との災害時応援体制の整備

災害時における企業や事業所との多種多様な協力体制を整備するとともに、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

6 受け入れ体制等の整備

災害時の受援能力の強化を図るため、災害時受援計画に基づき、応援・受援体制を整備する。

また、円滑な受け入れ・受援のため、平常時から相互に交流を深めておくものとする。

なお、受け入れに際しては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

7 災害救助法等運用体制の整備

(1) 災害救助法運用要領の習熟

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 必要資料の整備

災害救助法運用に際して必要となる資料（県細則等）を整備しておく。

第3 避難体制の整備

災害対策基本法により、避難者を収容する施設は以下のように区分されている。

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所(洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定)
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

1 避難指示等の基準の明確化

市は、原則として、高齢者等避難、避難指示の2段階に分けて避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)等を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報をふまえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準を定める。

なお、災害が発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

2 避難所の整備

(1) 避難所等の分類

避難所等については、地域住民が自発的に決定した一時避難場所（市が覚書締結した分含む）と、市が指定する指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所がある。

避難所の区分

一時避難場所	: 地域住民が自主的に避難する場所、施設で、指定避難所へ行く前に一時的な場所の位置づけもある。
指定緊急避難場所	: 災害の危険から緊急に逃れるための場所、一時的に避難できる場所で災害の種類ごとに指定する場所。
指定避難所	: 市から避難指示等があった時に、地域住民が避難する施設で一定期間避難生活を送る場所。
福祉避難所	: 指定緊急避難場所、指定避難所において、避難所生活が困難な何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者が避難する場所。原則として自宅等から直接福祉避難所へ避難することはできない。

- 資料編 2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所
- 資料編 6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
- 資料編 6-3 災害時における避難所施設利用に関する協定
- 資料編 6-4 災害時における指定緊急避難場所の提供に関する協定
- 資料編 6-5 災害時における一時避難場所に関する覚書

(2) 避難所機能の整備

大規模災害の発生時には、避難所については老若男女が長期にわたって使用することも予想される。

このため、避難所施設の安全性の向上とともに、防災拠点、生活の場としての機能を整備する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

そして、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

避難所機能の整備項目

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
 - ・衛星携帯電話 など
- 避難生活の環境を良好に保つための設備等
 - ・非常用電源設備（自家発電設備等）【宗像ユリックス、大島学園、地島小学校】
 - ・飲料水兼用耐震性貯水槽【宗像ユリックス、大島学園】

資料編 2-6 指定避難所別資機材配備状況一覧表

(3) 福祉避難所の確保

要配慮者用（特に高齢者や障がい者等）の避難所として、必要に応じて福祉避難所を確保する。

3 避難路の整備

地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。

4 避難体制の整備

(1) 避難計画の策定

災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画を作成し、訓練を行う。

避難計画等の検討事項

避難の長期化に配慮した計画の作成・更新
居住地外(市外)に避難する被災者への情報提供や支援等を行う体制の整備

(2) 安全な避難誘導體制の確立

市、消防団、自主防災組織は、安全な避難誘導體制を整える。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動要支援者の支援体制を整える。

関係者との情報の共有については、避難行動要支援者名簿による情報提供は本人等の同意の有無を尊重しながら共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

避難誘導體制の検討事項

市民や観光客等への避難情報の連絡体制を整備する。
安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係機関等との応援協力体制を確立する。
避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じて住民の理解を得る。

(3) 広域避難

広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定めておく。

ア 広域避難についての協議

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、宗像市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他の都道府県内の市町村に協議する。

イ 広域避難の実施について

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

(4) 児童生徒の避難体制

学校と保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールづくりについて、あらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の各施設と市、各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。

5 避難所運営体制の整備

避難所運営マニュアルの見直しを適宜行うとともに、避難所の運営体制の整備を行う。

(1) 避難所運営の基本的な考え方

地域住民（避難者）が主体となった避難所運営

避難所は、在宅被災者、車中泊避難者の支援も含め、地域コミュニティの場となる。地域性などにも差があることから、地域住民による自主運営を原則とする。市は、避難所の開設、支援を行う。

要配慮者に対する支援体制

災害時には、誰もが要配慮者となる可能性がある。特に配慮や支援が必要な、けが人や、高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦、外国人など、その事情を考慮し、避難所内のレイアウトや支援内容など、臨機応変に対応する。

また、避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

男女共同参画の視点

避難所・避難先では女性や子どもを狙った性被害・性暴力、DVなどが発生するリスクが高まる。男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮するため、避難所運営委員会の委員・役員に複数名の女性が就くように努め、安全で安心な避難所生活を目指す。また、女性に必要な物資の配布、プライバシーの保護、女性に対する暴力の防止等に配慮し、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

また、男女共同参画担当部局は、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営の啓発等に努め、男女共同参画センターは、平常時から災害時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した啓発を実施する。防災担当部局と男女共同参画担当部局は連携し、平常時及び災害時における役割について明確化するよう努める。

避難所運営は普段のコミュニティ活動の延長

避難生活は長期化を余儀なくされると考え、避難所では、コミュニティの単位を基本とする考え方で運営する。それぞれの自立に向けた取り組みを共有し、地域コミュニティの再生と更なる活性化につなげる。

(2) 避難所の運営組織の育成

避難所運営マニュアルに基づき避難所運営委員会を設置するため、避難所の施設管理者、自治会、自主防災組織と連携して、避難所の運営訓練を実施する。訓練の計画、実施の際は、多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。

なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても、可能な範囲において協力を求める。

(3) 避難所のレイアウトづくり

避難者が安心して過ごせる避難所に向けて以下のポイントを踏まえ平常時からレイアウトを作成する。

レイアウトづくりのポイント

感染症対策

- ・対人または家族のスペースの間隔を2 m程度確保
- ・健常者と感染者及び感染の疑いのある者との動線の確保
- ・避難者によるキャンプ用テント(床面積4 m²程度)の持ち込みを奨励し、受け入れる。
車いすも通行可能な幅130cm程度確保し、通路をつくる。
要配慮者の配置は、トイレに近い通路側になるようにする。
情報掲示板や看板を設置し、避難者が情報共有できるようにする。
更衣室、洗濯物干し場など、女性に配慮したスペースを確保する。
冷暖房器具や給水所の設置など、暑さ寒さ対策及び換気に配慮する。
物資の搬入のことを考慮し、駐車場や保管スペースを確保する。

個室を確保した方が良いスペース

避難所運営委員会本部
救護室
ペットスペース

キッズスペース
感染者及び感染の疑いのある者のスペース
男女別休養スペース

相談室
単身女性用スペース

6 避難所の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙への掲載、防災マップの配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、避難所の周知に努める。

7 不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

また、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

8 罹災証明書発行体制の整備

市は、市民の生活再建の迅速な実施に向けて、住家被害認定調査及び調査結果に基づく被災台帳の作成を円滑に行い罹災証明書の発行体制を確立する。

罹災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討のうえ、順次必要な整備を行う。

なお、罹災証明書の交付に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となることから、他市町村からの応援受援体制の整備や福岡県建築士会と協定を締結する等、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつすみやかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」や、県や被災経験のある自治体より調査経験のある職員の協力を要請し、被害認定調査を担当する市職員の研修等の実施により、ノウハウを持った人材の育成に努める。

第4 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。
自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟や周知活動を推進する。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業組合等と連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団の教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たす。

第5 医療救護体制の整備

災害時の医療救護が、その負傷等の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、医療機関等と連携し、必要な体制の整備を推進する。

1 医療救護体制の整備

(1) 医療救護班の整備

災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施するため宗像医師会や医療関係団体と協議調整し、救護班を編成するため災害時における医療救護活動に関する協定を締結する。

資料編 6-1 福岡県消防相互応援協定等

(2) 保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。

そのため、必要な事項について、保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

(3) 宗像医師会との連携強化

宗像医師会に協力を求め、医療体制の整備を図るとともに、平常時においても防災訓練等で連携強化を図る。

(4) 宗像水光会総合病院との連携強化

災害拠点病院として、地域の中核的な救命医療施設として機能し、医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を実施する。また、平常時においても防災訓練等で連携強化を図る。

(5) 長期的医療体制の整備

健康福祉班は、避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策等を実施するための準備を推進する。

2 医薬品・医療資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

3 広域搬送拠点

市は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

搬送拠点では、県や広域後方医療関係機関（日本赤十字社等）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

4 災害医療に関する普及・啓発

市及び関係機関は、市民に対する心肺蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルスケア等災害時の医療的措置等についての普及・啓発に努める。

第6 輸送体制の整備

1 緊急輸送路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、災害時の緊急輸送路の確保について検討するとともに、建設事業者団体と事前に協議し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

また、市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2 車両、燃料等の調達体制の整備

災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

資料編 2-10 市有車両一覧

資料編 6-7 災害時における燃料供給に関する協定

資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

資料編 11-3 緊急通行車両事前届出書

資料編 11-4 緊急車両以外の車両通行止め標示

資料編 11-5 緊急通行車両通行標章

資料編 11-6 緊急通行車両確認証明書

4 物資集配拠点の整備

災害発生時の物資集配拠点については、市内の被災状況により以下の施設の中から選定する。

災害時における物資集配拠点施設に関する協定締結先へ、利用施設の設備や機具等の操作についても協力を求めるものとする。

市は、災害時の防災拠点のひとつとして、「道の駅むなかた」を避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等として、国、県と相互に活用するものとし、「道の駅むなかた」の管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。

物資集配拠点の施設

施設名称	所在地
富地原ライスセンター	宗像市富地原 6-1
光岡カントリー	宗像市光岡 828
本店集荷場	宗像市東郷 4 丁目 4-3
玄海選果場	宗像市江口 281
上西郷集荷場	福津市内殿 1012
津屋崎集荷場	福津市津屋崎 8 丁目 1-1
道の駅むなかた	宗像市江口 1172

資料編 6-12 その他災害時における防災に関する協定等

5 臨時ヘリポートの指定

災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを指定する。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

なお、市は、県地域防災計画に定める選定基準に基づき、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、及び報告事項に変更を生じた場合には、県に次の事項を報告（略図添付）する。

県への報告事項

臨時ヘリポート番号 所在地及び名称 施設等の管理者及び電話番号 発着場面積 付近の障害物等の状況 離着陸可能な機種

資料編 2-9 災害時における臨時ヘリポート

6 海上輸送の確保

災害時の海上における緊急輸送を確保するため、市営渡船の維持に努めるとともに、あらかじめ漁業協同組合等と協定を締結するなど、被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資及び応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の確立に努める。

また、必要に応じ県、自衛隊及び第七管区海上保安本部等へ協力を依頼するなど、海上輸送の確保に努める。

第7 要配慮者安全確保体制の整備

1 要配慮者等利用施設に対する対策

(1) 施設の整備

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の要配慮者が利用する施設の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

また、ライフライン等の停止に備え、入所者の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。

(2) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の防災計画を作成する。

また、施設相互間、近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力がえられるような体制づくりを行う。

(3) 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定

浸水想定区域内に、要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が大雨時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、これら施設の名称及び所在地について定める。

資料編 2-8 危険区域域内の要配慮者利用施設

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者等利用施設の指定

土砂災害警戒区域内に、要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が大雨時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、これら施設の名称及び所在地について定める。

資料編 2-8 危険区域域内の要配慮者利用施設

(5) 避難確保計画の作成

要配慮者等利用施設は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告する。

(6) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努める。

市は、福祉施設、病院等に対し、防火指導や防災訓練等について指導するなど支援を行う。

2 避難行動要支援者に対する対策

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努め、避難行動要支援者対策を推進する。

(1) 避難行動要支援者の把握

避難の際に特に配慮を要する避難行動要支援者については、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎として市が作成する避難行動要支援者名簿を活用するとともに、民生委員児童委員、訪問介護員、自主防災組織、ボランティア、自治会、乳幼児健診等を行う保健師等の活動を通じ、プライバシーに配慮しつつ、発災時に迅速な対応がとれるよう、地区単位での把握に努める。

なお、市は、保有する住民情報システムから抽出したデータ等を活用し、避難行動要支援者名簿を作成するが、名簿に記載する個人情報下記のとおりとする。

氏名
生年月日
性別
住所又は居所
電話番号その他の連絡先
避難支援等を必要とする事由
その他避難支援の実施に関し市長が必要と認める事項

この避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に配布する際には、研修等を実施し、名簿の取り扱いについて「各担当者へは最低限の配布とすること」「保管方法について」などを周知徹底する。

また、名簿の更新については毎年1回定期的に行い、旧名簿を回収したうえで新名簿を配布する。

(2) 避難行動要支援者に係る情報の収集

避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(3) 避難行動要支援者名簿情報の利用

避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 避難行動要支援者名簿情報の提供

ア．災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係機関(以下「避難支援等関係機関」という。)に対し、名簿情報を提供する。

ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ．災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

【避難支援等関係機関】

宗像地区消防本部

宗像警察署

宗像市民生委員児童委員協議会

宗像市社会福祉協議会

宗像市自主防災組織

宗像市消防団

その他の避難支援等の実施に係る関係機関

(5) 名簿情報を提供する場合における配慮

(4)により名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、及びその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(6) 秘密保持の義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 避難行動要支援者支援体制の整備

自主防災組織の防災活動等の協力を得て、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域全体での避難行動要支援者の避難への支援体制づくりを行う。

また、避難行動要支援者に対する避難支援は、避難支援等関係者の安全を優先したうえで、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で実施することが原則である。

そのため、避難支援体制づくりを推進する際、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることについて、避難行動要支援者に十分に理解を得られるよう、周知徹底を図る。

(8) 個別避難計画の作成

防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。なお、個別避難計画記録事項は以下のものとする。

氏名

出生の年月日

性別

住所又は居所

電話番号その他の連絡先

避難の支援を必要とする事由

避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(9) 個別避難計画に係る情報の収集

個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(10) 個別避難計画の利用

避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(11) 個別避難計画情報の提供

ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(12) 個別避難計画情報の配慮

(9)により個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(13) 秘密保持の義務

(9)により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り

得た秘密を漏らしてはならない。

(14) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(15) 防災設備の整備等

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、要配慮者に対する緊急通報システムの充実、強化に努めるとともに、一般住宅防火指導の中で、要配慮者に対して防災機器についての指導・助言を行う。

また、本人若しくは関係者等による宗像市緊急情報伝達システムへの登録による情報収集方法の確保を促す。

(16) 防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び要配慮者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(17) 防災知識の普及等

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかける。

また、避難が必要な際に要配慮者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難できるよう努める。

(18) 避難行動要支援者の移送

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から指定避難所へ移送するため、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 外国人に対する支援体制

(1) 防災教育、訓練等

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報紙等における外国語による防災啓発記事の掲載や、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備等の取り組みを推進する。

また、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

(3) 外国人旅行者向け情報提供手段・方法の確立

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があることから、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このため、災害発生時に旅行者の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

4 帰宅困難者への支援体制

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンにおける表示、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

(2) 帰宅困難者の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を効果的に活用できるよう普及・啓発を行う。

(3) 避難場所の提供

所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

(4) 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定の締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

(5) 企業、通勤者等への意識啓発

インターネットや広報紙、リーフレット、企業との合同の帰宅困難者対策訓練等を通じ、企業や通勤者等への意識啓発を行う。

(6) 企業、学校等における対策の推進

企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、学生、顧客等の扱いを検討することを支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食料、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

(7) 観光客対策

国内遠隔地や外国からの被災観光客を受け入れられる避難場所を確保するとともに、輸送対策等の体制づくりを行う。

(8) 自宅療養者対策

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよ

う努める。

第8 給水体制の整備

1 水の確保

水道施設の耐震化や緊急遮断弁等の整備を行い、災害時の水を確保する。

また、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

2 給水体制の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備充実を図るとともに、水道工事業者等との協力体制を確立する。

3 家庭における備蓄の促進

市民、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、各家庭における非常用飲料水の備蓄は、平常時から3日分～1週間分（3リットル/人・日）を確保することや、飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

4 水道施設の応急復旧体制の整備

水道施設をすみやかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間に於いて災害時における協定を締結するなど、応急復旧体制の整備を図る。

第9 食料、生活物資の供給体制の整備

1 被害を想定した備蓄計画の策定

東日本大震災をふまえ、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、非常用電源その他の物資に関する備蓄基本計画を作成するとともに、あらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備する。

2 備蓄倉庫及び物資の整備

災害に備えて、備蓄倉庫の整備と物資の備蓄を推進する。

また、関係機関や民間事業者との協定締結等により物資の確保を図る。

資料編 2-2 水防倉庫（水防機材・資材）

資料編 2-6 指定避難所別資機材配備状況一覧表

3 流通備蓄の確保

災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けるなど、協力業務の内容、協力方法等について関係団体・企業等と協議し、協定締結の促進に努める。

また、災害時に積極的な協力がえられるよう、平常時からコミュニケーション強化に努める。

資料編 6-6 災害時における物資の供給に関する協定

4 家庭、事業所等の備蓄の推進

市民、事業所等に対し、広報活動を通じて、一人あたり3日～1週間分の食料、生活物資の備蓄を奨励する。

特に、食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な市民に対しては、平常時から1週間分の分量を自ら確保することを奨励する。

また、必要分量を確保するために、ローリングストック法等により、ストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で継続して備蓄できるように、啓発や情報の提供を行う。

ローリングストック法とは、日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に新しい非常食を備蓄する方法

5 物資を避難所等への確に供給する仕組みの構築

発災直後は、国や県などが支援の必要性を先読みして行う「プッシュ型」の支援に対応し物資を供給する。その後は被災者のニーズに対応した物資を供給する「プル型」の支援に対応する。

物資集配拠点における物資の荷捌き業務や、物資集配拠点から避難所への配送は、一連の業務として考え、地域に詳しい宅配事業者による配送が効果的であるため、災害時における輸送業務に関する協定締結先の協力を得て、支援物資を迅速かつ円滑に避難所等に配送できるように、物資供給体制の仕組みを構築する。

資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定

6 義援物資の受入体制の整備

小口・混載の義援物資は被災した市の負担となることから、受け入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及に努める。

また、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備、例外的に個人等からの義援物資を受け入れる場合の受け入れ方法及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

第10 防疫・清掃体制の整備

1 防疫体制の整備

災害により浸水した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、消毒等の活動が必要である。

消毒資機材を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

2 し尿、ごみ、がれき（災害廃棄物）の処理体制の整備

(1) 仮設トイレの確保等

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を確保する。

また、仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行っておく。

(2) ごみ・がれき（災害廃棄物）処理体制の整備

広域事務組合と連携し、災害時に大量に発生するごみ・がれき（災害廃棄物）を処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれき（災害廃棄物）の仮置場の設置場所等をあらかじめ選定する。

(3) 応援協力体制の整備

各事務組合と連携し、し尿・ごみ・がれき（災害廃棄物）の収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれき（災害廃棄物）の処理については、処理施設を有する他自治体との協力体制を整備する。

第 1 1 二次災害の防止体制の整備

余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制として、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町職員OB等）の登録及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備等を推進する。

2 建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、応急危険度判定士の登録を推進する。

また、被災時の判定連絡網の整備を図る。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録を推進する。

また、被災時の連絡支援体制の整備を図る。

4 住宅供給体制の整備

(1) 応急仮設住宅の供給体制の整備

災害時に応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備を行う。

また、東日本大震災等の事例を参考に、応急仮設住宅の配置案を検討する。

(2) 空家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

また、民間賃貸住宅関連事業者と協力し、災害時における民間住宅の空き家状況を把握する体制を確立する。

第 1 2 文教対策の推進

児童生徒、園児等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

1 児童生徒等の安全確保対策

ア．東日本大震災において、児童生徒等を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例をふまえ、大規模災害が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。

イ．大規模災害の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

ウ．非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）の整備に努める。

エ．児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲料水や食料等の備蓄を行う。

オ．学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学・通園路の安全確保

ア．通学路は、警察、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

イ．児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

ウ．幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。

(2) 登下校等の安全指導

ア．大規模災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。

イ．通学路や通園路の危険箇所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。

ウ．登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項の指導等を行う。

第 1 3 業務継続計画（BCP）の策定・修正

1 市における業務継続計画の運用

災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を確立する。

業務継続計画策定・修正のための主な検討項目

- 業務継続体制
 - ・全庁的な検討体制の構築
 - ・国、県、関係機関等との連携、調整など
- 業務継続体制の検討
 - ・検討の対象及び実施体制
 - ・被害状況の想定
 - ・非常時優先業務の選定
 - ・必要資源に関する分析と対策
 - ・非常時の対応
- 業務継続体制の向上
 - ・教育、訓練等
 - ・点検、是正

2 企業における事業継続計画の策定・運用等

災害時において重要業務を継続するため、事業継続計画の策定・運用に努める。

計画策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示している「事業継続ガイドライン第三版」（平成 25 年 8 月）等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

また、防災体制の整備や取引先とのサプライチェーンの確保、事業継続上の取り組みの継続的な実施など防災活動を支援する。

防災活動の検討事項

- 職員、顧客等の安全の確保
- 火災や構築物の倒壊など、二次災害の防止に向けた取り組みの実施
- 市民、行政、取引先等との連携により、地域の早い復旧を目指す

さらに、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

第 1 4 複合災害予防計画

複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、

被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1．職員・資器材の投入判断

災害対応に当たる要員、資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行うものとする。

また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

2．訓練の実施

様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果をふまえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

また、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。